令和7年度 部活動方針（全体用）

令和7年4月 北九州市立曽根中学校

目標

・ 部活動は中学校の教育課程外の活動である。学校教育活動の一環としての意義を考慮し、生徒の安全、学業との調和を第一に考え、生徒の心身の健全な発達や、望ましい態度と生活習慣の育成を目指して、生徒、指導者、保護者ともに無理のない範囲で行う。

基本方針

・ 3年間継続する意志をもって参加すること。
・ 曽根中学校の生徒の一員、部の一員であることを自覚し、その規則（ルール）に従うこと。
・ 顧問教師がいない部活動については、新入部員の募集は休止し、最上級生の活動終了後、休部とする。※ 公式戦等の引率については、配慮する。
・ 転部、退部は顧問と保護者、担任と連携を図り、対応を決定する。

注意事項

（1）練習時間

・ 練習及び下校時刻等に関しては部の指導計画にそって活動する。練習終了後は、全員集合し、顧問の先生に挨拶の後、直ちに下校する。

・完全下校は、通年→18:30とする ※5校時で下校の場合は、17:30とする。
※北九州市部活動ガイドラインに則り、 平日は2時間程度、休日は3時間程度の活動とする。
※平日の朝練習は行わない。ただし、中体連の夏及び新人大会前 1 週間のみ、生徒・保護者の理解と許諾のもと、管理職の許可を得て、短時間活動することができる。なお、その場合の朝練習の集合は7時以降とし、朝練習の実施時間は一日の活動時間に含む。

・ 学期中は、週当り2日以上の休養日を設定する。
※土・日曜日のいずれか一方、平日（祝日を含む）に週当たり1日以上
※大会参加等で土日両日活動した場合は、休養日を他の平日に振り替える。

・ 毎週水曜日は、曽根中学校の部活動休養日とする。
※令和 7 年9月以降、第1土曜日・日曜日は、全市一斉で休養日になる予定

・ 定期考査1週間前より終了まで原則的に活動を自粛し、学業に専念すること。

（2）練習時の服装

- 学校規定の体操服、または、練習に支障のない清潔で高価でないものとする。
- 授業のある日（土曜日授業を含む）の登校は標準服とする。
- 休日の練習の登下校時の服装は原則として標準服とする。ただし、顧問の先生の指示があれば体操服または練習着でもよい。

（3）持ち物、カバンについて

- 各部活動で必要な道具以外の不要なものは持ってこない。学校生活で禁止されているものは部活動においても持参不可。✖学校外の活動におけるスマホ
- 持ち物には必ず記名し、自己管理を徹底する。
- 汗拭きシートや制汗剤は、無香料のもののみ許可する。
- カバンについては、学校指定のもの、あるいは部活動で指定されたカバンのみ使用を許可する。

（4）部室、練習場所の利用について

- 公共物であることを忘れずに、大切に使用すること。（落書きなどをしない。）
- 部室の利用は、部活動の練習時のみとし、それ以外の使用は禁止とする。
- 部室等には部活動に必要なものだけを置き、貴重品などを絶対に置かないこと。貴重品を持っている場合は、必ず顧問に預けること。
- 部室、練習場所、更衣場所等は部で責任をもち、後片付け、整備、清掃、施錠をきちんと行うこと。鍵の管理は顧問が責任をもち、生徒に保管させることはせず、顧問の先生が職員室で保管すること。勝手に鍵等を持ち帰らないこと。

（5）禁止事項

- 下校時の買い食い寄り道。
- 部室等に体操服や教科書等を置くこと。
- 生徒だけの校外の活動。外部講師だけが校外で指導すること。
- 生徒間の暴力行為。（特にいじめや上級生の下級生に対する行為）

（6）その他

- 玄関前での集合はさけること。
- 下校指導を受けたときは、ただちに練習を中止し、すぐに下校すること。
- 活動中の体調不良、ケガ（緊急事態を除く）はまず顧問に報告させる。その後、養護教諭にも報告する。体調不良による早退は、家庭連絡を行う。首から上のケガは必ず、保護者連絡し、病院へ搬送する。

※ 部活動中等（登校時、学校生活等を含む）に暴力行為、規則違反、その他問題行動が発生した場合は、厳しい処置を行う。ただし、その程度については、管理職と当該顧問によって決定する。